毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和３年３月31日
水　曜　日

号　外⑽

目　　次

訓　　令
○富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令　1

訓　　令

富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和３年３月31日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県訓令第15号

本　庁
出先機関

富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

富山県職員被服等貸与規程（昭和38年富山県訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別表の12の項中「洗濯婦（夫）」を「洗濯業務員・洗濯・清掃員」に改め、同表の13の項中「、炊事婦」を「・調理員・調理補助員」に改め、同表の34の項中「農（牧）夫」を「農業従事職員」に改める。

別記様式中「| 受領印 | 備　号 |」を「| 受領者 | 備　考 |」に改め、同様式の注の１中「２部」及び「、うち１部を毎年度末に人事課へ提出するものとし」を削り、同様式の注の２中「の別表」を「別表」に、「被服貸与者」を「被貸与者」に改める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

（人 事 課）

令和３年３月31日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番